

認定こども園の平成19年8月1日現在の認定件数及び今後の申請見込件数

(1) 平成19年8月1日現在の認定件数

	件数	(内訳)			
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
① 認定こども園の認定件数	105	49	37	13	6

(2) 平成19年4月1日現在の認定件数及び申請見込件数

	件数	(内訳)				
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	不明 ^(注1)
① 認定こども園の認定件数	94	45	32	13	4	—
② 平成19年度中の申請見込件数	542	185	177	61	100	19
③ 平成20年度以降の申請見込件数 ^(注2)	1,460	351	483	301	160	165
合計	2,096	581	692	375	264	184

(注1) 調査時点において、いずれの類型で申請するつもりか決めていない場合

(注2) 「申請時期未定」の件数も含む

認定こども園の認定状況(都道府県別)

都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	10	滋賀県	1
青森県	1	京都府	0
岩手県	3	大阪府	1
宮城県	1	兵庫県	12
秋田県	9	奈良県	0
山形県	3	和歌山県	0
福島県	1	鳥取県	0
茨城県	4	島根県	0
栃木県	5	岡山県	1
群馬県	5	広島県	5
埼玉県	0	山口県	1
千葉県	2	徳島県	1
東京都	3	香川県	0
神奈川県	4	愛媛県	1
新潟県	0	高知県	3
富山県	1	福岡県	6
石川県	5	佐賀県	4
福井県	0	長崎県	1
山梨県	0	熊本県	0
長野県	2	大分県	1
岐阜県	0	宮崎県	2
静岡県	0	鹿児島県	3
愛知県	3	沖縄県	0
三重県	0	合計	105

幼保連携推進室調べ(平成19年8月1日現在)

保育分野

ア 「認定こども園」の普及促進のための取組

「認定こども園」について、可及的速やかに実態調査を実施し、改善のための方策を講ずるべき。【平成19年度調査実施、平成20年度から措置】

イ 保育制度改革

(ア) 直接契約・直接補助方式の導入

- ・直接契約方式を採り入れた先行事例として、認証保育所制度の実態を踏まえつつ、直接契約方式の検討を行うべきである。
 - ・低所得者層への十分な配慮を前提に、施設が利用者との契約に基づき原則自由に設定できるようにすべき。
 - ・利用者に対する直接補助方式へ転換すべきである。（「要保育度」を設定、それに応じ公的補助で賄われる利用量の上限を設定することを提案）
 - ・育児パウチャーの導入や、育児保険等への転換についてもあわせて検討すべきである。
- 【認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討】

(イ) 保育所の入所基準等に係る見直し

a 保育所の入所基準に係る見直し

- ・保育所に入所していないが保育の必要性が高いと判断される児童の実態について調査すべき。【平成20年度早期に実施】
 - ・調査結果や保護者の就労形態の多様化を踏まえ、保育所の入所基準の見直しについても、検討すべき。
- 【認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所の入所基準の見直しの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討】

b 入所選考等に係る情報開示の徹底【平成19年度措置】

- ・保育所の選考方法・選考基準（ポイント）等を、ホームページ等で広く公表すべきことを市町村に対し周知すべき。

(ウ) 保育所の最低基準等に係る見直し

a 保育所の最低基準の見直し【平成20年度調査実施・分析、平成21年度措置】

- ・どこまでの最低基準が必要なのか見直すため、科学的・実証的な検証に早急に着手すべき。

b 保育所定員の見直し【平成20年度検討・結論、平成21年4月措置】

- ・保育所が定員改定することへの意欲・取組を阻害しないような方策を講じるとともに、定員超過率の設定の見直しについて検討すべき。

ウ 様々な保育サービスの拡充

(ア) 家庭的保育（保育ママ）の活用促進【平成19年度検討開始、平成20年度結論】

- ・基礎的な研修（安全・衛生、栄養等）の修了を条件に、現在、有資格に限定している保育ママ要件の緩和を検討すべき。

(イ) ベビーシッター育児支援事業の運営の適正化【平成19・20年度検討・結論、平成21年度措置】

- ・ベビーシッター育児支援事業の運営のあり方を再検証し、その適正化を図るべき。
- ・割引券等が使用できる事業者の要件の妥当性を至急検証し、見直すべきである。

(ウ) 病児・病後児保育サービスの拡充【平成20年度措置】

- ・病児・病後児保育事業の実態把握、利用料の設定方法も含め、病児・病後児保育事業の安定的実施のための助言等を行うべき。

両立支援分野

イ 事業所内託児施設等の質の担保の徹底【平成19年度より逐次実施】

- ・事業所内託児施設等に対し、適正な運営による保育の質の担保のため、適切な指導監督が行われるよう周知徹底を図るべき。

地域振興分野

② 国庫補助金を受けて整備された施設の財産処分について

ア 国庫補助金を受けて整備された保育所の財産処分手続きの周知

(ア) 保育所の財産処分手続きに関するマニュアルの策定等【平成19年度措置】

- ・保育所の財産処分手続きのマニュアル等を策定、地方公共団体への配布等、保育所の財産処分手続きを周知すべき。

雇用・就労分野

① 保育士試験受験要件等の見直し

ア 保育士試験受験要件における実務要件の見直し【平成20年度から検討開始】

- ・実務経験について、家庭的保育の経験を含める等対象範囲を広げるとともに、多様な勤務形態を認める等の見直しについて検討、その結果を広く周知すべき。

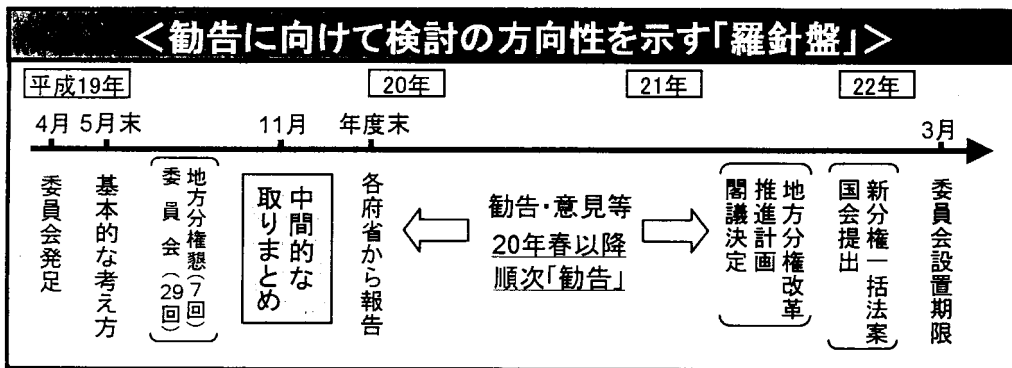
イ 保育士養成制度全般の見直しについて【平成20年度から検討開始】

- ・保育士養成制度の見直し（養成施設のカリキュラムや保育士試験のあり方等）においては、保育現場での実践力を備えた人材を養成することに留意する。
- ・高卒程度の学歴を有しない者に対しても、家庭的保育の経験を有する者については養成施設への入所を可能とする等、育児・保育経験を有する人材がチャレンジする機会を確保する観点から検討すべきである。

※ 上記の具体的施策については、最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むとともに、平成19年度末までに「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）を改定する旨、平成19年12月28日に閣議決定されている。

地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」(概要)

平成19年11月16日



「地方が主役の国づくり」に向けた取組み

- 地方政府の確立のための権限移譲
 - ・中央政府と対等・協力の関係に立つ地方政府の確立
 - ・抜本的な権限移譲、義務付け・枠付け、関与の見直し
- 完全自治体の実現
 - ・自治行政権、自治立法権、自治財政権の確立
- 行政の総合性の確保
 - ・住民に身近な基礎自治体への権限移譲の推進
 - ・広域連携による「自立と連帯」の推進
- 地方活性化
 - ・地域経済基盤の強化と民主導による地域再生
- 自治を担う能力の向上
 - ・住民・首長・議会の意識改革、職員の資質向上

法制的な仕組みの見直し等

- ① 義務付け・枠付け、関与の見直し
 - 国による義務付け・枠付け(執行方法等)、関与(協議、同意等)の徹底した廃止縮小
- ② 条例制定権の拡大
 - ①に合わせて法令を条例で「上書き」する範囲を拡大
- ③ 新たな義務付け・枠付け、関与についてのチェックシステム
- ④ 都道府県から市町村への権限移譲の法制化
 - 条例による事務処理の特例制度(平成11年創設)の活用実績を積極的に評価

個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討

- 重点事項
 - ①医療 ②生活保護 ③幼保一元化 ④義務教育 ⑤道路 ⑥河川 ⑦農業
- その他の主な事項
 - ①福祉・保健 ②労働 ③子ども ④教育 ⑤住宅・都市
 - ⑥交通 ⑦環境 ⑧農業 ⑨商工業 ⑩防災

地方分権改革と地域の再生

過疎化する中心市街地や地域集落の再生への道筋

税財政

- ① 国と地方の財政関係
 - ・補助金、交付税、税源移譲を含む税源配分等の一体的な改革を検討
- ② 地域間財政力格差の是正
 - ・税源偏在の是正方を①と一体的に検討
- ③ 社会資本整備に関する財政負担
 - ・補助対象事業の限定など、国と地方の役割分担の見直し
- ④ 国庫補助負担金改革
 - ・地方の自主性を阻害する補助金等を見直し
 - ・財産処分に係る補助金返還要件を見直し
- ⑤ 財政規律
 - ・財政運営の透明性確保と自己規律の徹底

分権型社会への転換に向けた行政体制

- ① 広域連携の拡充
 - ・市町村が単独では担えない事務事業について選択肢としての広域連合等
- ② 大都市制度のあり方
 - ・広域的な圏域の規模、能力にふさわしい役割を担うためのあり方の検討
- ③ 地方支分部局等の見直し
 - ・実態調査結果等を踏まえ、今後、本格的見直し

個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討等

〔所管府省においても早急に検討に着手し、具体的な改革案を取りまとめるよう要請
当面年度末を目途に検討結果の報告を依頼〕

重点事項

① 医療

- ・地域医療計画等における都道府県の権限と責任を強化
- ・国民健康保険における運営の広域化等

② 生活保護

- ・制度全般について総合的、抜本的に改革

③ 幼保一元化

- ・認定こども園制度の施行後5年の見直しを前倒し
- ・幼保一元化のため、省の枠組みを越えて抜本的制度改革

④ 義務教育

- ・教職員人事権を市町村に移譲、給与負担のあり方を見直し
- ・学級編制や教職員定数に関する市町村の権限と責任を拡大

⑤ 道路

- ・直轄国道の新設改良を除く維持管理権限を都道府県に移譲

⑥ 河川

- ・都道府県内完結河川の管理権限を都道府県に移譲

⑦ 農業

- ・農地転用許可権限を都道府県に移譲

その他の主な事項

① 福祉・保健

- ・福祉施設の設置基準の見直し、保健所長の医師資格要件の廃止

② 労働

- ・無料職業紹介事業等の移譲を地方支分部局のあり方とともに引き続き検討

③ 子ども

- ・放課後児童対策事業の一本化

④ 教育

- ・教育委員会制度のあり方

⑤ 住宅・都市

- ・公営住宅の基準・要件の見直し
- ・都市計画に関する国への協議、同意の廃止・縮小等

⑥ 交通

- ・港湾管理への関与、空港の管理主体の見直し
- ・自家用有償運送(過疎バス等)の規制緩和

⑦ 環境

- ・地方支分部局の事務とそのあり方につき引き続き検討

⑧ 農業

- ・農業委員会の必置規制の見直し

⑨ 商工業

- ・中小・ベンチャー企業への国の直接支援の廃止

⑩ 防災

- ・迅速な災害対応・復旧のための制度の見直し

財産処分に係る補助金返還要件の抜本的な見直し

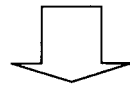
- 転用・譲渡等における用途や相手先についての制約の撤廃
- 処分制限期間についてさらなる短縮化

保育所保育指針の改定について

「保育所保育指針改定に関する検討会」報告書(平成19年12月21日)

改定の背景

- 子どもの生活環境の変化(人と関わる経験の不足、生活リズムの乱れなど)
- 保護者の子育て環境の変化(不安や悩みを抱える保護者の増加、養育力の低下など)



保育所に期待される
役割が深化・拡大

- ・質の高い養護や教育の機能
- ・子どもの保育とともに、保護者に対する支援を担う役割

保育所が果たすべき役割を再確認し、その役割・機能が適切に発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、指針の内容の改善・充実を図ることが必要。

改定に当たっての基本的考え方

- 質の向上の観点から、大臣告示化により最低基準としての性格を明確化
- 保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化(現行の13章を7章に)
- 保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明解で分かりやすい表現に
- 指針と併せ、解説を作成

改定の内容

○ 保育所の役割

- ・ 保育所の役割(目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など)、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化

○ 保育の内容、養護と教育の充実

- ・ 養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・ 養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・ 保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・ 誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・ 健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施

○ 小学校との連携

- ・ 保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料の送付・活用

○ 保護者に対する支援

- ・ 保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・ 子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性

○ 計画・評価、職員の資質向上

- ・ 保育実践の組織性・計画性を高めるための「保育課程」の編成
- ・ 自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・ 研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員全体の専門性の向上
- ・ 施設長の責務の明確化

改定に伴う今後の検討課題

- 指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達・普及
- 保育内容の充実に資するための制度改正(児童福祉施設最低基準の見直し)
※ 養護及び教育を一体的に行うという保育所保育の特性を明記。
- 保育所における人材の確保と定着
- 保育環境等の整備
- 保育の質の向上のためのプログラムの策定

【今後のスケジュール】

平成20年3月

保育所保育指針の公布
解説書の公表

平成21年4月

保育所保育指針の施行

新保育所保育指針(案)について

- 第1章～第7章で構成、保育所における保育の内容を定める
- 厚生労働大臣告示

第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
2. 保育の実施上の配慮事項

第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

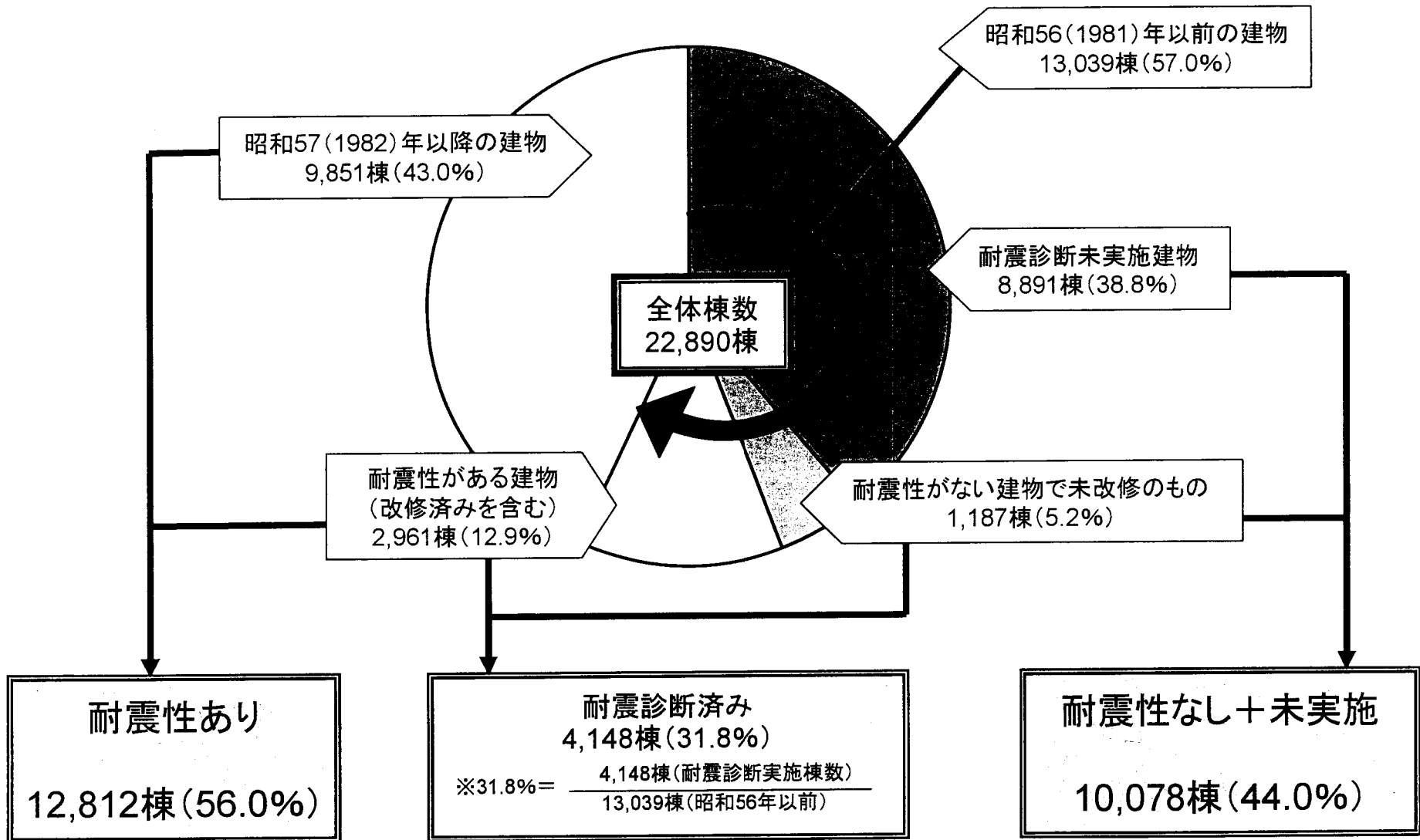
1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

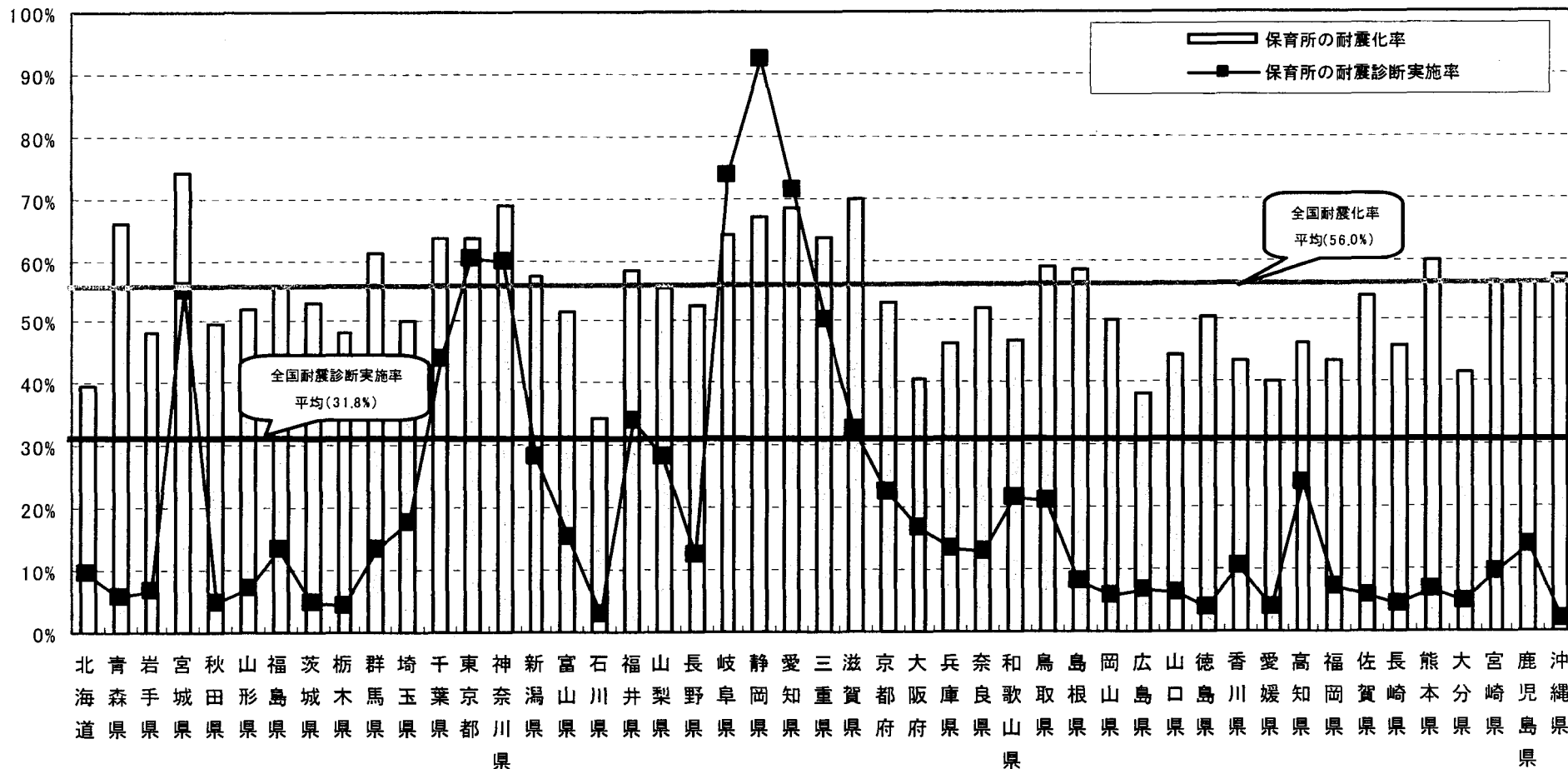
平成19(2007)年 保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況



保育所の耐震化の状況 <都道府県分>

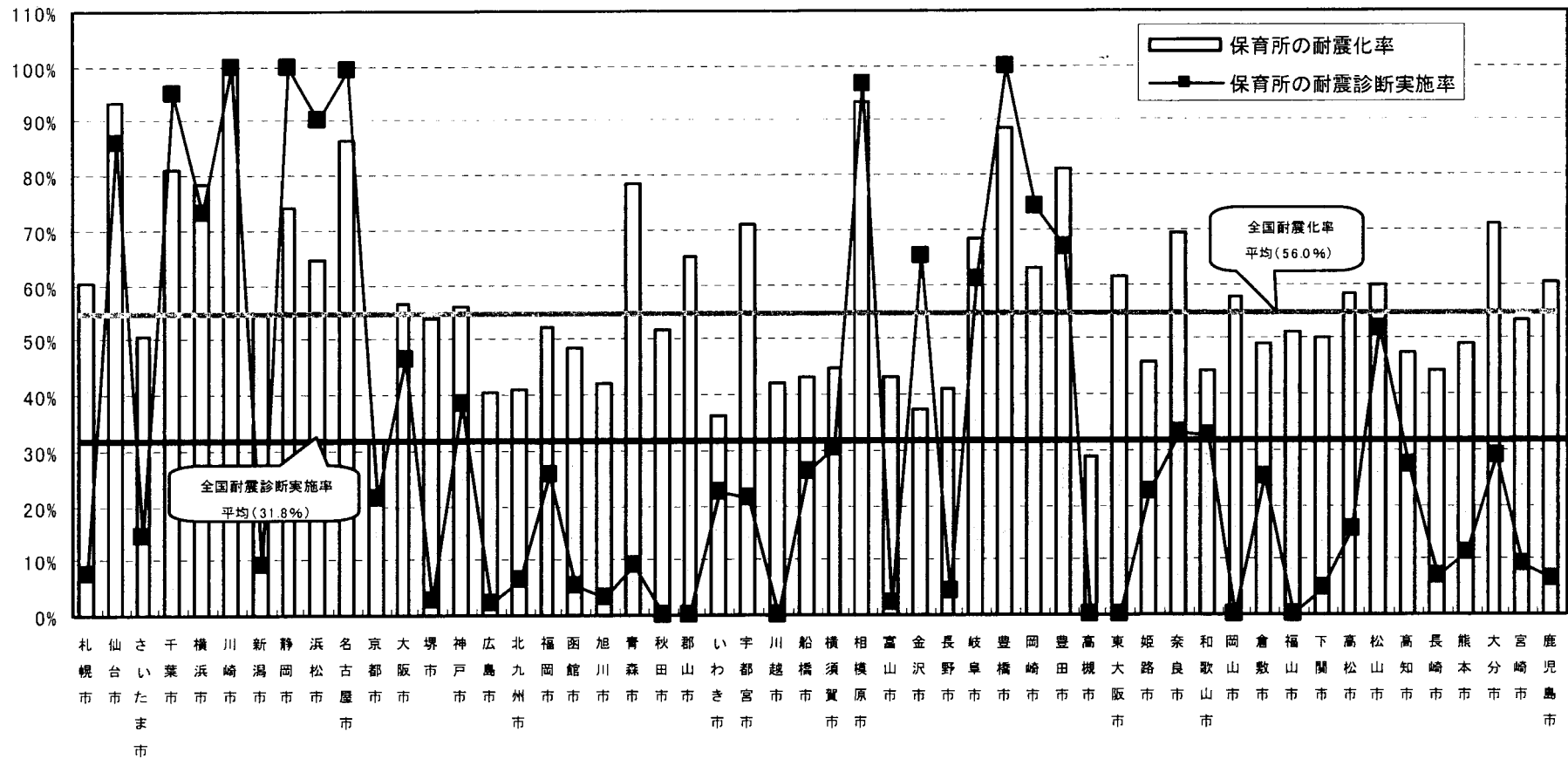
平成19年4月1日現在

-10-



保育所の耐震化の状況 <指定都市・中核市分>

平成19年4月1日現在



平成20年度保育所運営費の改正について (案)

(19年度予算額) (20年度予算案)
312,710百万円 ⇒ 327,626百万円

(1) 入所児童の受入れの拡大

待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大

(2) 基本分保育単価関係

ア 社会保険料事業主負担金

厚生年金保険料等の改定に伴う引き上げ

イ 地域手当

人事院規則による支給割合の改正に伴う改正

(3) 加算単価関係

ア 事務職員雇上費加算

(特別保育等実施保育所の週5日目分 定員46人以上→全ての保育所)

【10月実施】→【満年度実施】

〈1施設年額〉

一般保育所(週3日目まで) 829,920円

特別保育等実施保育所(週4日目+週5日目分) 553,280円

イ 主任保育士の専任加算

〈1施設年額〉 2,954,701円 → 2,971,158円

ウ 寒冷地加算

旧寒冷地における経過措置終了に伴う改正

エ 降灰除去費

1施設年額 139,020円 → 138,700円

(4) 保育所徴収金(保育料)基準額表について

ア 平成20年度保育所徴収金(保育料)基準額表は、定率減税廃止、所得税税源移譲

に伴い所得階層に移動が生じないように各所得階層区分の所得税額を次のとおり改正する。

また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、第1階層の定義を次のとおり改正する。

<平成20年度保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金(保育料)基準額表(案)>

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)		
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市	9,000円	6,000円	
第3階層	町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯			
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	30,000円	
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	27,000円 (保育単価限度)	
第6階層		44,500円	41,500円 (保育単価限度)	
第7階層		103,000円以上 413,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
		413,000円以上	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)

イ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用し確定申告を行った際の所得税の控除額について、保育料を算定する際の所得税額に含めないよう改正する。

ウ 保育所運営費国庫負担金における国と市町村との精算基準である「保育所徴収金(保育料)基準額表」においては、平成19年度より同一世帯から2人以上同時に保育所、幼稚園、認定こども園を利用している児童についても算定対象人数に含め第2子以降の保育料を軽減しているところであるが、今回新たに兄弟が特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービスを利用する就学前児童についても算定対象人数に含め、保育料の軽減を図る。